

鎌倉小町通り街灯柱広告掲載のご案内

1. 鎌倉小町通り

鎌倉駅から鶴岡八幡宮へと続く小町通りは、鎌倉観光の玄関口であり、多くの人々が必ず足を運ぶ特別な場所です。

老舗の名店から話題のスイーツ、鎌倉らしい土産物やクラフトショップまで、300軒以上の店舗が立ち並び、週末はもちろん平日でも絶えずにぎわいを見せています。

1日の平均通行量は2万人以上。さらに年末年始やゴールデンウィーク、桜や紫陽花の季節にはその数をさらに上回り、国内外の観光客で溢れます。

この小町通りには約40本の街灯柱があり、そのうちメインストリートに設置されている28本を広告媒体としてご活用いただけます。鎌倉観光の中心で、確実な接触機会を生み出す貴重な広告スペースです。

2. 掲出のお申し込み

ご利用をご希望される際は、鎌倉小町商店会へお問い合わせください。ご希望の時期などをお伺いし、お申し込みのご案内をいたします。

その後、掲出申請書およびデザイン案を提出していただきます。

担当：鎌倉小町商店会広報委員会 pr@kamakura-komachi.com

3. 広告掲載の条件

広告の掲載には、「鎌倉市商店街街灯柱へ設置する広告旗の許可等に関する要綱」「鎌倉市商店街街灯柱へ設置する釣り下げ広告旗表示ガイドライン」「鎌倉小町通り街灯柱への広告掲出に関する取扱基準」を遵守していただく必要があります。

4. 広告の審査

広告デザインは、鎌倉小町商店会 街灯柱へ設置するつり下げ旗広告自主審査委員会にて審査を行います。審査の基準は以下の通りです。

- (1) 景観と調和
- (2) 交通安全の確保
- (3) 青少年の保護
- (4) 人権の尊重
- (5) 消費者保護
- (6) その他

詳細は「鎌倉市商店街街灯柱へ設置する釣り下げ広告旗表示ガイドライン」をご確認ください。

5. 広告の規格・デザイン

フラッグサイズ：「H1,190mm×W500mm」です。ただし、上部「H60mm×W500mm」は袋縫い部分となり、下部「H130mm×W500mm」には当会のロゴが入ります。また、横側にもハトメ箇所があるため左右それぞれ「30mm（計60mm）」は空けていただきますので、実際の広告のサイズは「H1,000mm×W440mm」となります。

※デザインは実際の広告枠を超えて全体のサイズ「H1,190mm×W500mm」で行なってください

素材：遮光ターポリン（両面インクジェットプリント）

加工：縫製・上部スチールパイプ入り・ハトメ打ち3カ所

枚数：28枚（56面）



留意点

デザイン制作

- ・袋縫い部分やハトメ部分には文字がかからないよう余裕のあるレイアウトにしてください
- ・インクジェットで遮光ターポリンに印刷しますので小さい文字や細かい線は綺麗に出力できない場合がありますので事前にご調整ください。また、全体的に色沈みがありますのであらかじめご了承ください。
- ・広告物の意匠が鎌倉の落ち着いた歴史的景観を害さない優れたものであって、そのデザインに鎌倉らし

いイメージが感じられるものであること。

- ・ 1 広告面につき、1 企業かつ 1 広告とすること
- ・ 文字、写真の使用は必要最低限とすること
- ・ 1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストを含む。）のうちから 2 つ以上を表示するときは、そのうちの 1 つを主として表示し、他は面積比を小さくすること。
- ・ 使用する色彩は、3 色程度とすること。ただし、色相及び彩度が同じで、明度のみが異なる色については 1 色とみなす。
- ・ 基調色は、彩度 6 以下の控えめな色彩とすること。ただし、日本の伝統色を使用し、周囲の景観に調和する場合はこの限りでない。
- ・ 全国共通のデザインやコーポレートカラーであって、彩度 6 を超える場合は、図と地の色彩を反転させるなどの配慮をすること。
- ・ 人間の体の部分（顔、手、足等）を強調した広告表現は控えること

詳細は「鎌倉市商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗表示ガイドライン」をご確認ください。

6. 掲出場所

鎌倉小町通りに設置されている街灯柱 28 本が対象となります。1 本の街灯柱につき、1 枚のバナーフラッグ（両面）が掲出できます。



7. 掲出スケジュール

鎌倉市内で屋外広告を掲出する際には、鎌倉市景観審議会での審査が必要となります。

景観審議会は毎年1月・5月・11月に開催され、各期日の約1ヶ月前にデザイン案および必要な申請書類を鎌倉市に提出します。

スケジュールの詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

8. 掲出期間と料金

掲出期間：原則として2週間単位とし、最大で3ヶ月までとします。延長を希望する場合は、再度申請をしていただきます。

掲載料金（税抜）

販売料金：

フラッグ製作・各種申請・申請代行・デザインチェック・取付および撤去費用

掲出料金	2週間	4週間	6週間	8週間	10週間	12週間
広告費	詳細はお問い合わせください					
製作・設置等						
合計						

※全て税抜価格です

※期間中に追加でフラッグを製作し、交換する場合は1枚につき11,000円（税込）の製作費が必要です。その場合の設置費用は枚数等により要相談となります。

9. 掲出費用の支払い

- ・掲出料金は、原則全額前払いとさせていただきます。
- ・掲出の承諾後、鎌倉小町商店会（当会の代理店：株式会社 Chronos）よりご請求書を発行いたします。
- ・掲出開始7日前までにお振込をお願いいたします。

※広告代理店形経由での広告掲載については、広告代理店のルールが適用されます。

10. キャンセル・取消について

申請者の都合により申込を取り消す場合は、速やかに鎌倉小町商店会までご連絡ください。次表に該当する場合は、キャンセル料を申し受けます。なお、製作発注後は、製作費についても全額申し受けます。

取消日	取消料	その他
ご利用開始日の3ヶ月前以降、1ヶ月前の前日まで	広告料金の10%	※製作発注後の製作費は、申請者の全額負担となります。 ※設置及び撤去は、ご利用開始日の7日前以降は10万円のキャンセル料が発生します。
ご利用開始日の1ヶ月前以降、15日前まで	広告料金の50%	
ご利用開始日の14日前以降	広告料金の全額	